



2004年 JAF中国ダートトライアル選手権  
2004年 JMRCオールスターダートラ選抜

統一規則書

J A F 中国地域クラブ協議会ダートラ部会

競技会開催日程

開催日	オーガナイザー	開催場所
第1戦 3月7日	NOBLE	T I
第2戦 4月11日	オレンジ	T I
第3戦 4月25日	CCM	タカタ
第4戦 5月16日	チェリッシュ	T I
第5戦 6月6日	CCN	タカタ
第6戦 7月18日	サクシード	タカタ
第7戦 8月22日	RCH	タカタ

オーガナイザー事務局

- 第1戦 〒701-1344 岡山市新庄下82-2  
ノーブル・オートスポーツ・クラブ事務局 田村 潔  
TEL 086-287-7521
- 第2戦 〒700-0971 岡山市野田3-2-30 株式会社みずしまモータース内  
チームオレンジオブ岡山事務局 高橋 伸治  
TEL 086-241-0156
- 第3戦 〒690-0023 松江市竹矢町1842-2 カープラザ松江内  
カークラブ松江事務局 仁井田 浩之  
TEL 0852-37-1231
- 第4戦 〒710-0145 倉敷市福江533-6  
チェリッシュモーターススポーツクラブ事務局  
TEL 086-485-1866 田口盛一郎
- 第5戦 〒742-0415 玖珂郡周東町中山327-4 渡辺自動車内  
カークラブ錦事務局 田村 晃  
TEL 0827-84-2900
- 第6戦 〒744-0022 下松市楠木町349-10 サンビーム内  
サクシードモーターススポーツクラブ事務局 御手洗 孝  
TEL 0833-41-2424
- 第7戦 〒730-0845 広島市中区舟入川口町16-6-301  
ラリークラブ広島事務局 山本 剛  
TEL 082-235-1502
- シリーズ事務局：JMRC中国ダートラ部会事務局  
〒733-8651 広島市西区商工センター4-8-1  
永山 幸二 TEL 082-501-2081  
E-mail nagayama@desmond.co.jp

得点基準（2003年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第18条および第19条に準ずる）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

- ・ 7戦中5戦の有効ポイントにより順位を決定する。
- ・ JMRCオールスターダートラ選抜のシリーズ表彰は、JMRC中国加入クラブの所属員およびJMRC中国の個人会員を対象とする。

第1章 大会告知

第1条 大会告知

競技会の定義および組織

2004年JAF中国ダートトライアル選手権ならびに2004年JMRCオールスターダートラ選抜は、社団法人日本自動車連盟(以下JAFという)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則およびその付則、それに準拠したJAFの国内競技規則およびその付則、2004年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、スピード行事競技開催規定、本統一規則書および各競技会特別規則書に従い準国内競技として開催される。

競技会の名称

2004年JAF中国ダートトライアル選手権第\_\_戦

2004年JMRCオールスターダートラ選抜第\_\_戦

競技会の名称

競技種目：ダートトライアル

競技の格式：JAF公認準国内競技、JAF公認番号\_\_\_\_\_

開催日程：2004年\_\_月\_\_日( )

競技会開催場所(コース公認No. \_\_\_\_\_)

名称：\_\_\_\_\_  
所在地：\_\_\_\_\_  
TEL：\_\_\_\_\_  
オーガナイザー等  
オーガナイザーの名称：\_\_\_\_\_ 代表者名：\_\_\_\_\_  
所在地：〒\_\_\_\_\_ TEL/FAX：\_\_\_\_\_  
大会役員  
大会会長：\_\_\_\_\_  
組織委員会（3名以上任命のこと）  
組織委員長：\_\_\_\_\_  
組織委員：\_\_\_\_\_  
組織委員：\_\_\_\_\_

競技会主要役員

- 1) 競技会審査委員会  
競技会審査委員長：\_\_\_\_\_（JMRC中国派遣）  
競技会審査委員：\_\_\_\_\_  
競技会審査委員：\_\_\_\_\_
- 2) 競技役員  
競技長：\_\_\_\_\_（所属クラブ\_\_\_\_\_）  
コース委員長：\_\_\_\_\_（所属クラブ\_\_\_\_\_）  
計時委員長：\_\_\_\_\_（所属クラブ\_\_\_\_\_）  
技術委員長：\_\_\_\_\_（所属クラブ\_\_\_\_\_）  
パドック委員長：\_\_\_\_\_（所属クラブ\_\_\_\_\_）  
救急委員長：\_\_\_\_\_（所属クラブ\_\_\_\_\_）  
事務局長：\_\_\_\_\_（所属クラブ\_\_\_\_\_）

参加申込および参加費用

- 1) 参加申込場所および問い合わせ先（大会事務局）

所在地：〒\_\_\_\_\_  
クラブ、団体名：\_\_\_\_\_  
担当者：\_\_\_\_\_  
TEL：\_\_\_\_\_ FAX：\_\_\_\_\_

- 2) 参加受付期間

受付開始：2004年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（\_\_\_\_）  
締切日：2004年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（\_\_\_\_）必着

- 3) 提出書類

JMRC中国共通参加申込書に必要事項を記入し署名捺印のうえ、下記の参加料を添えて参加受付期間内に上記まで申し込むこと。  
（ライセンスの地域コード・共済IDナンバー等の記入漏れのないこと）

- 4) 参加料¥12,000（JMRC共済未加入者は¥1000増しとする。）

- 5) その他

競技会のタイムスケジュール

ゲートオープン：\_\_\_\_\_  
受付：\_\_\_\_\_  
公式車両検査：\_\_\_\_\_

ドライバーズブリーフィング:

- 1号車スタート：\_\_\_\_\_  
詳細は特別規則書又は公式通知にて発表する。

その他の事項

- 1) 公式通知の掲示場所
- 2) ドライバーズブリーフィング会場

## 第2章 競技参加に関する基準規則

### 第2条 参加車両

本選手権ならびに本シリーズに参加が認められる車両は、2004年JAF国内競技車両規則第4編スピード車両規定のスピードN/S/D車両規定に適合した車両とする。

クラス区分

- ・スピードN車両部門：FIA公認車両およびJAF公認車両または登録車両  
クラス1：気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN車両  
クラス2：気筒容積1600cc以下の2輪駆動のN車両  
クラス3：気筒容積1600ccを超える2輪駆動のN車両  
クラス4：気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN車両
- ・スピードS車両部門：FIA公認車両およびJAF公認車両または登録車両  
クラス1：2輪駆動のS(SAおよびSC)車両  
クラス2：気筒容積2500cc以下の4輪駆動のS(SAおよびSC)車両  
クラス3：気筒容積2500ccを超える4輪駆動のS(SAおよびSC)車両
- ・スピードD車両部門  
クラス区分なし

### 第3条 参加者および競技運転者（ドライバー）

- 1) 参加者は、当該年度有効なJAF発給の競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、競技運転者許可証所持者は国内競技参加者を兼ねることができる。
- 2) 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と当該年度有効なJAF発給の競技運転者許可証の所持者でなければならない。
- 3) 満20才未満の競技運転者は、参加申込に際し親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

### 第4条 参加制限

- 1)同一選手は1つのクラスしか参加できない。
- 2)同一車両による重複参加は2名まで認められる。ただし、この場合同一クラスへの参加のみとする。
- 3)前年度の全日本選手権各部門各クラスの上位3位までに認定されたシードドライバーの参加は認められない。

#### 第5条 参加申込方法および参加受理

- 1)所定の参加提出書類に参加料を添えて、大会事務局まで持参、又は現金書留にて郵送すること。参加料は現金とする。
- 2)参加車両名は15字以内とし、必ず車両名(型式ではなく通称名)をいれること。
- 3)オーガナイザーは国内競技規則4-19に従い参加申込者に対し理由を示すことなく参加を拒否した場合は、競技会組織委員会は速やかに理由を付してJAFに報告しなければならない。この場合の参加料は返金される。なお、正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。
- 4)参加受理諾否については、受理されない場合のみ本人に通知される。
- 5)参加申込書発送の証明は受理の証明としては認められない。

#### 第6条 参加者に対する指示および公示

- 1)競技会審査委員会は国内競技規則4-9および10-10に従って、公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。
- 2)競技の順位、およびその他参加者に関する公示は、あらかじめ決められた場所に公示される。
- 3)競技会審査委員会および競技長、組織委員会、大会事務局などの決定事項または公示、あるいは、参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

#### 第7条 車両および競技運転者の変更

- 1)競技運転者の変更は認められない。
- 2)正式受理後の車輛変更は認められない。ただし、当日参加確認受付終了までに大会事務局宛に理由を付した変更届けおよび変更する車両に関する必要書類を提出し、競技会審査委員会の承認があれば同一部門同一クラスに限り変更が許される。

#### 第8条 車両検査

- 1)参加者は出走可能な状態で車両検査を受けること。車両検査で不合格の場合、車両検査を受けない場合、または技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技会に参加できない。
- 2)すべての参加者は車両検査と同時に、本統一規則第15条 競技運転者の装備に適合しているか、装備について検査を受けること。
- 3)競技番号(ゼッケン)は公式車両検査までに車両の指示された場所に貼付けすること。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示がでた場合は、これに従うこと。
- 4)車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合していることを申告したものとみなされる。競技中に不適格が発見された場合、当該競技は失格となる場合がある。
- 5)競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。

#### 第9条 競技車両のバドック待機

- 1)競技車両は、車両検査終了から正式競技結果発表までの間は、バドック内にて車輛保管されているものとする。
- 2)待機中の競技車両はタイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換(調整)等の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合、事前に技術委員長の許可を得ること。

### 第3章 競技に関する基準規則

#### 第10条 ドライバーズブリーフィング

- 1)競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する。
- 2)ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合は、ペナルティーの対象となり、欠席の場合5000円、遅刻の場合3000円を罰金として当該ドライバーより徴収する。

#### 第11条 コースの慣熟

原則として慣熟走行は行わず、コースの慣熟は全員徒歩にて行う。  
コース図は公式通知をもって公示する。

#### 第12条 スタート

- 1)スタートは原則としてゼッケン順に行なわれる。
- 2)スタート方式は、フライングスタートとする。

#### 第13条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、明確に意思表示を行ない、その旨を競技役員に申し出て棄権しなければならない。

#### 第14条 一般安全規定

- 1)スピードN・S A車両は6点式以上のロールバーの装着を義務づける。
- 2)競技中は運転者側の窓およびサンルーフを全閉しなければならない。
- 3)すべての車両は区分に応じたJAF国内競技車両規則の「安全ベルトに関する指導要項」に適合した4点式以上のシートベルトを装着しなければならない。
- 4)バドック内での移動は最徐行としウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
- 5)バドック内においてジャッキアップ中にエンジンを始動する場合は、リジットジャッキ(通称ウマ)を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。
- 6)ジャッキアップおよびリジットジャッキを使用する場合、安全には十分注意し敷板等を使用することが望ましい。

#### 第15条 競技運転者の装備

- 1)競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブ、ヘルメットの着用を義務付ける。
- 2)競技ヘルメットは、JAF国内競技車両規則・第5編 付則「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要項」に記載されたものを着用すること。

#### 第16条 信号合図

ドライバーへの指示は以下に示すスピード行事競技開催規定スピード行事における旗信号に関する指導要項に規定された信号によって伝達される。

国旗またはクラブ旗：スタート合図

黄 旗：パイロンタッチ、パイロン転倒

黒 旗：ミスコース

赤 旗：危険あり。直ちに停止せよ

緑 旗：コースがクリアされた

チェッカー旗：ゴール合図

#### 第17条 競技の中断

- 1)事故、故障車などによってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要があった場合、競技長は赤旗表示を決定し、同時にオブザーベーションポストにおいて赤旗が表示される。
- 2)競技中断の合図と同時に走行中の車両は直ちに競技走行を中断し、オフィシャルの指示に従わなければならない。

#### 第18条 再車両検査

- 1) 競技終了後入賞車両は、原則として再車両検査を行う。その際の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。
- 2) 再車両検査、技術委員長が行う車両検査を拒否または受けなかった場合、又は検査結果不合格の場合は失格となる場合がある。

#### 第19条 計時

- 1) 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切ったときより開始し、最終のコントロールラインを横切ったときに終了する。
- 2) 計測は、自動計測装置または2個以上のストップウォッチを使用し、自動計測装置の場合は1 / 100秒以上まで計測し、その計測結果を成績とする。ストップウォッチを使用する場合は、2個以上で少なくとも1 / 100秒まで計測し、その平均タイムを成績とする。

#### 第20条 順位決定

原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位とする。

同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

- 1) セカンドタイムの良好な者。
- 2) 排気量の小さい順。
- 3) 競技会審査委員会の決定による。

#### 第21条 競技上のペナルティー

- 1) スタートの指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後速やかにスタートしない場合(10秒程度)は、当該ヒートの走行タイムにペナルティーとして5秒を加算する。
- 3) コース上のマーカー(パイロン)の接触、移動、または転倒と判定された場合は、当該競技結果にマーカー1個につき5秒を加算する。
- 4) ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 5) 走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合、当該ヒートを無効とする。

#### 第22条 罰則規定

本競技会において不正、違反行為を行う又は、重大な損害を与えた場合、当該競技会審査委員会の決定により参加者および競技運転者は失格までの罰則を受ける可能性がある。

### 第4章 抗議

#### 第23条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対し抗議する権利を有する。ただし、本統一規則書に規定された「オーガナイザーの行う参加拒否」および各競技会審査委員会の決定に対する抗議はできない。

- 1) 抗議を行うときは、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 2) 抗議料は抗議が正当と裁定された場合、および審査委員会が返還を決定した場合のみ返還される。(国内競技規則12-2参照)
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備などの費用は技術委員長が算定する。
- 4) 当該競技会審査委員会の裁定結果は、当事者のみに口頭で通知される。

#### 第24条 抗議の制限時間

- 1) 技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

### 第5章 競技会の延期、中止、短縮

#### 第25条 競技会の延期、中止、短縮

- 1) 保安上または不可抗力の理由で競技会の実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) オーガナイザーは、競技会延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還する。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

### 第6章 損害等の補償

#### 第26条 損害の補償

- 1) 参加者および競技運転者は参加車両および付属品などの損害、盗難、紛失などの損害および会場の施設、器物を破損させた場合の補償など、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。(国内競技規則4-15参照)
- 2) 参加者、競技運転者、サービス員、ゲストはJAFおよびオーガナイザーの大会役員および関係者、競技役員が一切の損害補償を免除されていることを了承しなければならない。すなわち、大会役員および関係者、競技役員がその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、その役務に起因するものであっても、参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、観客、大会役員の死亡、負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。(国内競技規則8-13参照)

#### 第27条 保険

オーガナイザーは保険(共済制度を含む)に関し、下記の措置をとること。

- 1) 観衆に対する保険  
オーガナイザー(または施設所有者)は、競技会開催期間中、観衆に対し、競技の事故による死亡あるいは傷害について、最低一人当たり300万円以上の傷害保険を付保しなければならない。
- 2) 競技役員に対する保険  
オーガナイザーは、競技役員のうち、コース上またはこれと類似の場所で役務につく役員に対し、一人当たり100万円以上のダートトライアルに有効な傷害保険を付保しなければならない。

### 第7章 賞典

#### 第28条 賞典

- 1) 全部門・全クラス 1~3位: JAFメダル 各オーガナイザーの用意した副賞
- 2) 表彰対象者が表彰式を欠席した場合には、表彰を放棄したものとして、オーガナイザーの用意した副賞は授与されない。

### 第8章 参加者および競技運転者の遵守事項

#### 第29条 参加者(ドライバー)の遵守事項

- 1) 参加者は、当該選手権への参加に関わる全ての者に法規及び規則を遵守させる責任を有する。
- 2) 参加者は、当該競技期間中、自己の車両が車両規定及び安全規定に適合していることを保証すること。
- 3) 参加者及びドライバーなどのチーム関係者は、オーガナイザーまたは、競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。

## 第9章 本統一規則の解釈及び施行

### 第30条 統括権

規則違反、または競技役員に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。

### 第31条 本統一規則の解釈

本統一規則及び競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

### 第32条 罰則

本統一規則に関する罰則及び本統一規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

### 第33条 本統一規則の施行ならびに記載されていない事項

- 1)本統一規則は、各競技会毎に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 2)本統一規則に記載されていない事項については、J A F 国内競技規則とその付則、および国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 3)本統一規則書発行後、J A F において決定された事項はすべての規則に優先する。

以上  
J A F 中国地域クラブ協議会  
ダートラ部会

## 2003年J A F 中国ダートトライアル選手権 2003年J M R C オールスターダートラ選抜 シリーズ成績優秀者

### N - Iクラス

- 1位 宮木 健郎 (近畿)
- 2位 内海 晋作
- 3位 又打 浩之
- 4位 山田 和正 (近畿)
- 5位 廣島 充憲
- 6位 端野 貴文

### S - クラス

- 1位 矢野 淳一郎
- 2位 野々村 彰吾
- 3位 土居 由明 (四国)
- 4位 松原 宏 (四国)
- 5位 柳畑 拓史
- 6位 建部 伸夫

### N - クラス

- 1位 西村 昭生
- 2位 藤本 慎太郎
- 3位 田栗 慎二
- 4位 藤井 雅之
- 5位 山下 貴史
- 6位 船本 邦雄

### S - クラス

- 1位 伊豆田 浩三
- 2位 古屋野 秀明
- 3位 藤井 啓壮
- 4位 坂野 将宏
- 5位 森島 秋文
- 6位 マツト ヒデオ

### N - クラス

- 1位 倉本 昌司
- 2位 谷口 成治郎
- 3位 中山 雅晶
- 4位 白銀 秀基
- 5位 藤原 康孝
- 6位 阿部 和男

### S - クラス

- 1位 三浦 禎雄
- 2位 二野下 幸夫
- 3位 佐々木 優
- 4位 三好 工
- 5位 廣岡 健司
- 6位 西 隆司

### N - クラス

- 1位 加藤 勝利
- 2位 西田 司
- 3位 豊田 雄一郎
- 4位 平原 和幸
- 5位 土手 高広
- 6位 杉下 晃司

### Dクラス

- 1位 田口盛一郎
- 2位 佐々木 豪
- 3位 中島 律
- 4位 野上 能宏
- 5位 藤田 宏明
- 6位 塚本 哲彦

# 2004年JMRC中国フレッシュマン ダートトライアル

## 統一規則

### JMRC中国ダートトライアル部会

#### 競技会開催日

	開催日	オーガナイザー	開催場所(コース公認NO)
第1戦	3月7日	NOBLE	TI (2004- -3301)
第2戦	4月11日	オレンジ	TI (2004- -3301)
第3戦	4月25日	CCM	タカタ (2004- -3401)
第4戦	5月16日	チェリッシュ	TI (2004- -3301)
第5戦	6月6日	CCN	タカタ (2004- -3401)
第6戦	7月18日	サクシード	タカタ (2004- -3401)
第7戦	8月22日	RCH	タカタ (2004- -3401)

#### オーガナイザー事務局

- 第1戦 〒701-1344 岡山市新庄下82-2  
ノーブル・オートスポーツ・クラブ事務局 田村 潔  
TEL 086-287-7521
- 第2戦 〒700-0971 岡山市野田3-2-30 榎みずしまモータース内  
チームオレンジオブ岡山事務局 高橋 伸治  
TEL 086-241-0156
- 第3戦 〒690-0023 松江市竹矢町1842-2 カープラザ松江内  
カークラブ松江事務局 仁井田 浩之  
TEL 0852-37-1231
- 第4戦 〒710-0145 倉敷市福江533-6  
チェリッシュモーターススポーツクラブ事務局  
TEL 086-485-1866 田口盛一郎
- 第5戦 〒742-0415 玖珂郡周東町中山327-4 渡辺自動車内  
カークラブ錦事務局 田村 晃  
TEL 0827-84-2900
- 第6戦 〒744-0022 下松市楠木町349-10 サンビーム内  
サクシードモーターススポーツクラブ事務局 御手洗 孝  
TEL 0833-41-2424
- 第7戦 〒730-0845 広島市中区舟入川口町16-6-301  
ラリークラブ広島事務局 山本 剛  
TEL 082-235-1502

## < 大会告知 >

JMRC中国フレッシュマンダートトライアルは、社団法人日本自動車連盟(以下JAFという)の公認のもとに、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則およびその付則、それに準拠したJAFの国内競技規則およびその付則、本統一規則および各競技会特別規則に従いクローズド競技として開催する。

- 第1条 競技会の名称  
JMRC中国フレッシュマン第 戦 ダートトライアル
- 第2条 競技会の格式:クローズド競技
- 第3条 競技種目:ダートトライアル
- 第4条 開催日程:2004年 月 日(日)
- 第5条 競技開催場所(コース公認No )  
名 称:  
所 在 地:
- 第6条 オーガナイザーおよび大会事務局(参加申込先)  
オーガナイザーの名称:  
代 表 者:  
所 在 地:  
TEL  
大会当日事務局: TEL
- 第7条 大会役員および競技役員  
組織委員会  
大会会長:  
組織委員長:

組織委員： 組織委員：  
競技会審査委員会  
審査委員長：  
審査委員：  
競技役員  
競技長： 副競技長：  
コース委員長：  
計時委員長：  
技術委員長：  
救急委員長：  
パドック委員長：  
事務局長：

第8条 競技会タイムスケジュール

参加受付：  
公式車両検査：  
慣熟歩行：  
開会式・ドライバースプリング：  
第1ヒート：  
慣熟歩行：  
第2ヒート：  
表彰式：

その他の事項

- 1) 公式通知等の掲示場所：
- 2) ドライバースプリング会場：

第9条 参加料 **1名¥7,000**

第10条 参加受付期間 受付開始： 月 日

締切日： 月 日必着

提出書類

JMRC中国共通参加申込書に必要事項を記入し署名捺印のうえ、参加料を添えて参加受付期間内に上記大会事務局まで持参、又は現金書留にて郵送すること。参加料は現金とする。

参加車両名は15文字以内とし、必ず車両名(型式でなく、通称名)を入れること。

例： スポーツランサー、××商会シビック 等

ライセンス未所持者は、参加受付にて¥1,000を支払う事によりJMRC中国共済(大会当日のみ有効)に加入することができます。

ライセンス所持者で、共済未加入の人は参加受付にて¥1,000を支払うことで共済に加入できます。

第11条 参加受理と参加拒否

オーガナイザーは参加申込者に対して、理由を示すことなく、参加拒否をする権限を有する。

受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。

参加受理の通知は行わない。不受理の場合のみ通知する。参加申込書類発送の証明は、受理の証明として認められない。

第12条 参加資格

競技転者は有効な自動車運転免許証の所持者でなければならない。

20歳未満のドライバーは、参加申込に際し親権者の承諾を得ること。

## JAFの競技運転者可証の所持者も、所持しない者も参加できる。

第13条 参加制限

同一選手は1つのクラスしか参加できない。

同時開催の2004年JAF中国ダートトライアル選手権・JMRCオールスター選抜との重複参加はできない。

ダブルエントリーは同一車両において2名までとする。選手権参加車両によるダブルエントリーも認める。

以下の選手は参加することは出来ません。(部門・クラスにかかわらず適用する。)

過去に全日本選手権に参加したことがある者。

過去に地方選手権(ラリーについては地方選手権に準ずる競技会)に3回以上参加したことがある者。

過去2年間の各ジュニアシリーズ(ラリーについてはジュニアシリーズに準ずる競技会)でシリーズ6位以内の者。

但しラリーのナビゲーターは上記の制限を適用しない。

第14条 参加車両

本大会に参加できる車両は、2004年JAF国内競技車両規則記載の下記の車両である。

2004年JAF国内競技車両規則のB/SC/D車両規定に合致した車両とする。

すべての車両は6点式以上のロールゲージの装着を義務付ける。

すべての車両は2004年JAF国内競技車両規則第5編付則「安全ベルトに関する指導要項」に適合した4点式以上のシートベルトを装着しなければならない。

第15条 競技区分

F1クラス：2輪駆動の全車両、及び気筒容積1600cc以下(過

給装置付きエンジンの場合941cc以下)の4輪駆動の車両

F2クラス：気筒容積1600ccを超える4輪駆動の車両

過給装置付きエンジンはもとの排気量の1.7倍、ロータリーエンジンはもとの排気量の1.0倍とみなす。

第16条 参加者の遵守事項

すべての参加者は明朗かつ公正に行動し、スポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。

参加者は、競技スタート8時間前より競技終了まで、神経作用に影響を及ぼす薬物の使用や、飲酒をしてはならない。

参加者はオーガナイザーや大会後援者、競技役員、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。

ドライバーは競技中に、ヘルメット、レーシンググローブ、長袖、長ズボンの着用を義務付ける。

(レーシングスーツ着用の義務付けはしないが、着用を強く推奨する)

#### 第17条 ドライバースブリーフィング

競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する。  
ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。

#### 第18条 車両及び競技運転者の変更

競技運転者の変更は認められない。

正式受理後の車両変更は認められない。ただし当日参加受付終了時間までに大会事務局宛に理由を付した変更届及び変更する車両に関する必要書類を提出し、競技会審査委員会の承認があれば同一部門同一クラスに限り認める場合がある。

#### 第19条 車両検査

参加受付後出走可能な状態で車両検査を受けなければならない。車両検査を受けない車両または、競技に不適切と判断された車両は競技に参加できない。

技術委員長は、車両の改造や安全性等について不適切と判断した箇所の修正を命ずることが出来る。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。

ドライバーが競技中に携行もしくは着用しなければならない物として、車両検査の際、技術委員長によって点検を受ける物は次の通りである。

1) ヘルメット：2004年JAF国内競技車両規則第5編付則「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要項」に記載されたものを着用すること。

2) ゼッケン：オーガナイザーが用意した物を使用し、車両の指示された場所に貼り付けること。

ゼッケン番号は大会事務局長が決定する。

#### 第20条 競技車両のパドック待機

競技車両は、車両検査終了から正式競技結果発表までの間は、パドック内にて車輛保管されているものとする。

待機中の競技車両はタイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換（調整）等の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合、事前に技術委員長の許可を得ること。

#### 第21条 慣熟歩行

慣熟歩行時間に全員徒歩にて行う。その他の時間のコース内への立入は禁止する。コース図は公式通知にて公示する。

#### 第22条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、明確に意思表示を行ない、その旨を競技役員に申し出て棄権しなければならない。

#### 第23条 一般安全規定

競技中は運転者側の窓およびサンルーフを全閉しなければならない。

（スパルインプレッサのルーフベンチュレーションはサンルーフと見なす）

パドック内での移動は最徐行としウオームアップランやブレーキテストを禁止する。

パドック内においてジャッキアップ中にエンジンを始動する場合は、リジッドジャッキ（通称ウマ）を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。

ジャッキアップおよびリジッドジャッキを使用する場合、安全には十分注意し敷板等を使用することが望ましい。

#### 第24条 競技方法

出走は原則としてゼッケン順に行う。

参加者は自車のスタート3分前までに出走可能な状態で待機位置に待機すること。

スタートはフライングスタートとし、スタート員の合図により発進する。

スタート合図後速やかにスタートしない場合（10秒程度）は、当該ヒートの走行タイムにペナルティーとして5秒を加算する。

ミスコース、ショートカットを、コース審判員が判断した場合、そのヒートは無効とされる。

コース上の指定パイロンに対し、移動又は転倒と判断された場合、1個につき5秒を走行タイムに加算する。

前走車トラブル等による再出走はオフィシャルの指示に従うこと。

走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を受けた場合、そのヒートは無効とされる。

競技車がフィニッシュラインを通過して、競技車に対してチェッカーフラッグが振られた時点で競技が終了する。

ゴール（フィニッシュライン）後の直線区間（減速レーン）では一旦停止せず最徐行にて移動し、当該区間（減速レーン）通過後のパドックへの導入路にて一旦停止後、パドックへ移動すること。

#### 第25条 信号合図

競技中コース委員より示される信号合図は以下の通り。

クラブ旗または国旗：スタート

黄旗：パイロンタッチ・パイロン転倒

黒旗：ミスコース・コースショートカット

赤旗：危険有り直ちに停止せよ

緑旗：コースクリア

チェッカー旗：フィニッシュ

#### 第26条 競技の中断

事故、故障車などによってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要があった場合、競技長は赤旗表示を決定し、同時にオブザーベーションポストにおいて赤旗が表示される。

競技中断の合図と同時に走行中の車両は直ちに競技走行を中断し、オフィシャルの指示に従わなければならない。

#### 第27条 再車両検査

原則として競技終了後入賞車両の再車両検査は行わない。

競技終了後入賞車両の再車両検査を実施する場合は、以下の通りとする。

分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。

再車両検査、技術委員長が行う車両検査を拒否または受けなかった場合、又は検査結果不合格の場合は失格となる場合がある。

#### 第28条 計時

計時は、競技車両が最初の計測ラインを横切った時点から開始し、最終の計測ラインを横切った時に終了する。

計測は、自動計測装置または2個以上のストップウォッチを使用し、自動計測装置の場合は1/100秒まで計測し、その測定結果を成績とする。

ストップウォッチを使用する場合は、2個以上で少なくとも1/100秒まで計測し、その平均タイムを成績とする。

#### 第29条 順位認定

1台につき2回の走行を行い、ベストタイムをもって成績とする。但し本特別規則書第33条が適用された場合はこの限りでない。ベストタイムが同じ場合の順位決定は、下記の順位で決定する。

a. セカンドタイムの良好な順。



- b. 排気量の小さい順。
- c. 競技会審査委員会の決定による。

### 第30条 抗議権

参加者は自分が不当に処遇されていると判断するとき、これに対し抗議する権利を有する。但し、本特別規則に規定された参加拒否又は競技会審査委員会の決定に対する抗議は受け付けられない。

抗議を行う場合は、必ず文書により理由を明記して、1件につき抗議料20,300円を添えて競技長を経て競技会審査委員会に提出すること。

### 第31条 抗議制限

車両又は参加者の参加資格に対する抗議は、その車両の公式車検終了後15分以内に行わなければならない。

技術委員長に対する抗議は決定直後に行わなければならない。

競技中の不正行為に対する抗議は、そのクラスの当該ヒートの結果発表後30分以内に行わなければならない。

成績に対する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に行わなければならない。

### 第32条 抗議の裁定

競技会審査委員会の裁定結果は、関係当事者のみ口頭で通知される。

抗議料は抗議が成立した場合のみ抗議提出者に返還される。

車両の分解検査に要した費用はその抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者の負担とする。

金額は技術委員長が算定する。

### 第33条 競技会の中止、延期、又は短縮

保安上又は不可抗力による特別の事情があるときは、競技会審査委員会の決定に於いて、競技の中止、延期、又は走行距離もしくは走行回数を短縮する場合がある。

### 第34条 損害の補償

参加者及び競技運転者は参加車両及び付属品などの損害、盗難、紛失などの損害および会場の施設、器物を破損させた場合の補償など、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。(国内競技規則4-15参照)

参加者、競技運転者、サービス員、ゲストはJAF及びオーガナイザーの大会役員及び関係者、競技役員が一切の損害補償を免除されていることを承認しなければならない。すなわち、大会役員及び関係者、競技役員がその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、その役務に起因するものであっても、参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、観客、大会役員の死亡、負傷、車両の損害に対して一切の損害補償を負わないものとする。(国内競技規則8-13参照)

### 第35条 規則の解釈

本特別規則及び本競技会に関する諸規則や公式通知の解釈について疑事がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てが出来る。質疑に対する回答は競技会審査委員会の解釈または決定を最終とし、関係当事者に口頭で通知される。

### 第36条 公式通知

本特別規則に記載されていない競技運営に関する実施細則、及び参加者に対する指示事項は公式通知にて示される。

### 第37条 賞典

各クラス1位～3位迄 参加台数により変更する場合がある。

以上 大会事務局